

## 徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

### 1 日 時

令和3年1月26日（火） 午後1時30分から午後3時まで

### 2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

### 3 出席者

<委員> 委員17名中11名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

岩下佳代委員，奥嶋政嗣委員，川瀬益栄委員，岸史郎委員，百々健一委員，  
西山成実委員，板東美千代委員，真鍋紀子委員，本仲純子委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

徳永高啓委員，松崎由美委員（代理出席）

<事務局>

山根危機管理環境部副部長，杉山環境指導課長，奈須環境管理課長 ほか

### 4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議

ア 第五期徳島県廃棄物処理計画について

イ 令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

（4）その他

（5）閉会

### 《配付資料》

会議次第

出席者名簿

配席表

廃棄物処理計画，測定計画に係る徳島県知事から環境審議会会長宛ての諮問文（写）

廃棄物処理計画，測定計画に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛ての付議文（写）

資料1 第五期徳島県廃棄物処理計画（案）（概要版）

資料2 第五期徳島県廃棄物処理計画（案）

資料3 令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要

資料4 令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）

資料5 令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

資料6 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

資料7 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況について

## V 審議

### ■議事概要

#### 【事務局】

定刻が参りましたので、ただ今から、徳島県環境審議会生活環境部会を開催いたします。

本日の出席委員は11名であり、当部会の委員数17名の過半数の方が出席されておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、会議録の作成が義務づけられております。当部会の議事も録音させていただきますので、御了承ください。

それでは、はじめに、危機管理環境部 山根副部長から御挨拶を申し上げます。

#### 【山根副部長】

(挨拶)

#### 【事務局】

それでは、御審議に先立ちまして、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

(会議資料の確認)

#### 【事務局】

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行につきましては、同運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いし、議事を進行していただきます。

ご発言される際には、お手元のマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

また、マスクを着用されておりますので、できる限りマイクに近づいて、御発言ください。

それでは、本仲部会長、よろしくをお願いいたします。

#### 【部会長】

部会長の本仲でございます。これからの議事の進行に当たりましては、委員の皆様方には、当審議に対する御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

まずはじめに、「第五期徳島県廃棄物処理計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

二点質問します。

一点目は、一般廃棄物の最終処分量についてです。

資料2の43ページの図33を見ると、平成29年度までは、ほぼ目標に沿って減少していたものが、平成30年度は増加に転じています。その一方で、リサイクル率や年間排出量については、そのような傾向は見られません。最終処分量だけが増加していることについて、何か特別な要因があるのでしょうか。

二点目は、家庭系ごみ量の将来推計についてです。

資料2の60ページの図38を見ると、平成30年度から令和元年度にかけて特に大きく減少しており、それ以降は緩やかな減少傾向となっています。令和元年度について、例えば現況を考慮して減少量を大きくしたなど、何か要因があるのでしょうか。

【事務局】

一点目の御質問についてでございます。

ごみの最終処分については、発生抑制やリサイクル、適正処理による減容化を行い、最後に残ったものが最終処分されるため、最終処分量と年間排出量やリサイクル率には一定の関連性があるところ、御指摘のように、最終処分量だけが増加に転じております。

現時点では十分な分析ができておりませんが、今後発表される令和元年度実態調査の結果を踏まえて、平成30年度だけの現象にとどまるのか、それとも令和元年度以降もこの傾向が続くのか、比較検討したいと考えております。

二点目の御質問につきましては、人口が一つの要因であると考えられます。詳細については、次回報告させていただければと思います。

【委員】

一点目の最終処分量についてですが、市町村に何か特別な事情があったかどうか確認させていただきます。

【事務局】

補足させていただきます。

資料2の44ページの表20を御覧ください。この表は、市町村ごとに平成25年度と平成30年度の最終処分量を比較したのですが、鳴門市や阿波市のように、最終処分量が大きく増加している市町村がございます。

市町村ごとに平成29年度と平成30年度の最終処分量の比較を行い、増加している市町村については、理由を詳細に確認して、次回報告させていただければと思います。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

もう少し待ってみようということで、その時にまた御意見をいただければと思います。そのほか、御質問、御意見はございませんか。

【委員】

資料1の11ページ及び12ページで目標値を設定しておりますが、徳島県は国の削減計画を数%上回る高い目標値を設定しています。

資料2の74ページの基本施策が、削減に向けての行動になると思います。その中で、徳島県として特に力を入れている施策、計画の目標値を上乗せする根拠となる活動は何になるのでしょうか？

【事務局】

まず現計画の目標、国の目標値と各都道府県の状況を説明いたします。

今年度が最終年度となる現在の国の計画では、例えば一人一日当たりのごみ排出量の目標値は879gとなっています。これを達成できる見込みのある都道府県は、実は7都県くらいしかなく、国の目標値は高いという状況です。

こういう状況の中で国の次期目標値はさらに高みを目指しております。国の目標値は半ば義務という形になりますので、それを下回る目標値はなかなか設定しづらいという状況もございます。まず、目標達成がかなり困難な状況を御理解いただけたらと思います。

その上で第五期計画では、特に国際的にも問題となっているプラスチックごみの削減、それと食品ロス、これらを重点的に推進することで目標達成を目指していきたいと思えます。

そして、一般廃棄物は市町村の自治事務になりますので、市町村の方が主役であり、責任を負っております。徳島県では、例えば上勝町や神山町のように、一人一日当たりのごみ排出量が非常に少ないところがございます。上勝町や神山町の取組を、徳島市や阿南市などの都市部でそのまま実践することはなかなか難しいと思いますが、市町村の方にお集まりいただいて情報交換を行い、真似できるところ、取り入れられるところを増やしていく取組を進めて参りたいと考えております。

具体的には、神山町の一人一日当たりのごみ排出量は600g以下ですが、生ごみは収集に出さずに、コンポストや電気式処理機で自家処理しています。都市部では、生ごみを全て自家処理することは困難であると思いますが、取り入れられるところは各市町村でも取り入れていただいて、各市町村個別の努力をお願いしたいと思います。

そのほか、容器リサイクル法に代表されるように、法定でリサイクルを義務付けられているペットボトルやプラスチック容器の分別収集については、ほとんどの市町村が取り組んでおり、その法制度によるリサイクル量は、端的に言えば頭打ちの状態です。

リサイクルを増やせばゴミの量が減りますが、リサイクル量を増やすためには、新しい法制度の創設が必要となります。

特にプラスチックについて、国は、新たなプラスチック品目（歯ブラシやポリバケツなど）のリサイクル制度や廃プラスチック類を多量に出す業者に対するリサイクルの義務付けなどの制度設計を進めています。

このような新たな取組についても、もっとこうしたらどうですかと国に提言していけたらと考えております。

#### 【委員】

特にこれといったようなものではなく、全体的にきっちりやっていく感じでしょうか。

#### 【事務局】

量としてはそう大きくはないかもしれませんが、例えばスーパーでのペットボトルや食品トレイの店頭回収への支援なども考えています。

#### 【部会長】

その他、何かございませんでしょうか。

ありがとうございました。

今日、様々な御意見をいただきましたことは、後で、事務局の方で整理していただき、市町村など関係する機関の意見聴取並びにパブリックコメントなど所要の手続きを行った上で、次回の審議会におきまして第五期徳島県廃棄物処理計画に反映させた形で提出してもらいたいと思います。

それでは、事務局からこの計画策定に関して今後のスケジュール等につきまして説明をお願いします。

#### 【事務局】

（今後のスケジュール等について説明）

#### 【部会長】

どうもありがとうございました。

（休憩）

【部会長】

それでは、そろそろ再開したいと思います。

「令和3年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

ローリングとはどういう方法なのか、教えていただきたいです。新町川も、今年測定が行われると今説明があったのですが。

【事務局】

調査方法には、大きく3つございます。まず定点方式と言いまして、常にそこで測定を継続的に行っているところ、それと、過去に何か基準超過があった場合に、そこを重点的に監視するため調査を行うところ。もう一つ、ローリング方式と言いまして、やはり県内のいろんなところの水質の状況を把握する必要がございますので、数年毎に地点を変えてクルクル回すという意味で、ローリング方式を取らせていただいております。

【委員】

検査で基準を満たさなかった地点が去年もあったということですが、そういう地点に対して、何か対策が取られるためにやられていると思うのですが、具体的な対策が取られていっているという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】

海域というかなり広い場所になりますと、なかなか難しいところではありますが、河川等で基準超過等があった場合は、その周辺の事業場等に問題が無かったかの確認は出来ると思います。

地下水につきましても、問題がありました場合は、地下水を飲用に利用していることも考えられますので、そういった場合は、再度範囲を広げて周辺の井戸の調査を行い、どの辺りまで汚染があるかを確認した上で、基準を超過した井戸の持ち主の方に対して、飲用としては使用しないようにお伝えします。最近では、飲用井戸というものが少なくなってきたりまして、庭の水やりであったり、農作物に使用しているところはございますが、広範囲の汚染で飲用不適となって問題となった事例はございません。

【委員】

健康項目の中に「農薬」とありますが、この基準はどうなっているのでしょうか。井戸水に農薬というのは無いと思いますが、残った農薬を川に流す等の事例が以前ありましたし、厳しい基準があるのでしょうか。農薬を使用する時期には、雨が降ると川に流れ出ることがあるのではないかととも思います。

【事務局】

農薬に関しましては、項目としては、チウラム、シマジン、チオベンカルブに環境基準が定められております。健康項目として、この3項目について調査をしております。もし基準超過がありましたら、その周辺への聞き取り等を併せて行うこととなります。

【委員】

年何回くらい、測定を行っているのでしょうか。

【事務局】

農薬に係る項目の測定頻度については、測定地点によって異なりますが、年に1回～2回の測定を県内各河川で行っております。

【委員】

決まった地点で行っているのでしょうか。

【事務局】

はい。計画どおりに測定を行っております。

【委員】

他の河川でも、出では困ると思いますので、また調べていただけたらと思います。

【事務局】

水が濁ったとか、魚が死んだとか、そのような申し出があることがございます。そういった場合には、私達が現地に向かいまして、採水し、場合によっては農薬関係の検査も行います。一般的には、pH、BOD等の検査を行い、原因究明のため河川を遡って調査し、事業者等が特定できれば、指導を行うこともあります。

【部会長】

いろいろ御意見をいただきましたが、当部会では、報告をまとめる必要があります。事務局から、「報告（案）」を配布させていただきますので、御覧ください。

【事務局】

（報告案を配布）

【部会長】

配布いたしました報告（案）について、御意見はございませんでしょうか。

特に無いようですので、事務局で報告案を朗読していただけますか。

【事務局】

（報告案を朗読）

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今朗読していただきましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

特に御意見も無いようですので、この文案をもって、部会報告とすることといたします。

なお、私が徳島県環境審議会の会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、当部会の決議を環境審議会の決議として、知事に答申したいと思えます。

よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何か御質問はございませんでしょうか。

また、本日の審議全般に関して、御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

資料7で、今回コロナの関係で市町村が海水浴場を開設せず、利用者数と水質判定基準が斜線になっているのですが、海水浴場を開設している際には、臨時で水質検査を実施されているということでしょうか。

【事務局】

今年度は、コロナの関係で、各市町村が海水浴場の開設を見送ったという経緯がございます。それに伴いまして、海の水質調査も控えさせていただきましたが、例年でしたら、海水浴場の開設前と開設中に採水し、海水浴場のランク判定をして新聞等で公表し、安心して皆さんに利用していただけるよう取り組んでおります。今年度は、初めて斜線となっておりますが、例年はここに数字を明記させていただいております。



【委員】

コロナ禍でも、結構海水浴場を利用されている方がいらっしまったと思うので、検査が無いというのが気になりましたので、お伺いいたしました。

【事務局】

基本は市町村の開設を前提に、県の方が検査に協力するという形になっておりますので、今回は各市町村が開設を見送ったということで、検査の方もしておりません。

【部会長】

いろいろ御意見をいただき、ありがとうございました。

本日予定しておりました審議が終わりましたので、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

進行を事務局の方へお渡しいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、最後に、危機管理環境部 山根副部長からお礼を申し上げます。

【山根副部長】

(お礼)

【事務局】

以上をもちまして、徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

ありがとうございました。